



過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金

③申請方法について

助成事業申請書等の提出期限

提出期限：令和2年6月1日（月）から令和2年10月30日（金）17時までとします。

提出場所：申請する物件の所在する都道府県にある地域木材団体

提出内容：<https://mokuzai-zaiko.jp/koubo/index.php>

提出にあたっての留意事項

- ア 提出された申請書は、返却しません。
- イ 提出された申請書は、変更または取消することができません。
- ウ 申請書は、提出者に断りなく当該事業以外の用途に使用することはありません。

外構材の申請を予定されている方へ

外構材の申請については、電子申請システムの導入も検討しています。

準備が整い次第、申請手続きを移行する予定です。

手続きの方法を変更する際には、公募要領を変更するとともに、事業ホームページでお知らせする予定です。

<https://mokuzai-zaiko.jp/>

助成事業申請の受付について

地域木材団体は、事業申請書を受理したときは、
提出者に対して、事業申請受付書によりその旨を通知する。

助成金の交付決定

全木連は、交付申請書等の書類の審査を行い、
その申請が助成事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、
交付すべき助成金の額を確定し、
交付決定通知書を取組事業者へ通知するものとします。

交付申請書の提出

取組事業者は、事業完了後、

- ・助成金交付申請書（様式6号）1部
- ・以下に挙げる資料1部

上記2点を添付し、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日

又は令和3年2月26日（金）のいずれか早い期日までに、
地域木材団体を經由して、全木連に提出する。

（1）構造材及び内装材に助成するもの

- ア 助成対象の木材利用が製品の種類ごとに明瞭に色分けされ判別することが可能な図面
- イ 交付金額の査定に必要となる資料（契約書等で材料費や施工費等の内訳）
- ウ 記録写真
- エ 審査結果通知書の日付以降に工事着手されたことを証明する資料（指示書等）
- オ 建築確認申請等を行った場合は、建築確認申請等に係る確認済証の写し
- カ 助成申請時以降に建築確認申請等の計画の変更を行った場合、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による計画変更確認申請書又は同法第18条第2項の規定による計画変更通知書の写し
- キ 対象施設の木材製品の使用量が判別できる書類（仕様書、木拾い表等）
- ク 内装の仕上げの表面に木材製品を使用した場合は、仕上げに使用した木材製品の仕様等が示された資料（製品カタログ等）
- ケ 第規定に基づき、4件以上申請しようとする場合は、当該規定に示された条件を満たしていることを証明する資料

（2）外構材に助成するもの

- ア 施設の配置図、平面図、断面図、立面図
- イ 記録写真
- ウ 交付金額の査定に必要となる資料（契約書等で材料費や施工費等の内訳）
- エ 審査結果通知書の日付以降に現場の工事の着手があったことを証明する資料
- オ 対象施設の木材製品の使用量が判別できる書類（仕様書、木拾い表等）
- カ **合法伐採木材を使用していることが確認できる資料**
- キ 対象施設に使用した木材の耐久性を証明する資料
- ク クリーンウッド法に基づく登録事業者から当該物件で利用する全ての木材製品を調達した場合又は登録事業者が利用する場合は、登録事業者であることを確認できる資料
- ケ 規定に基づき、4件以上申請しようとする場合にあっては、当該規定に示された条件を満たしていることを証明する資料

助成金の支払い

取組事業者は、交付決定通知書を受けた後、助成金の支払いを受けようとするとき助成金交付請求書（様式8号）を全木連に提出しなければならないこととします。

経理書類の保管

取組事業者は、助成事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理しこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了5年後間保存する
※全木連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、公表できるものとします。

用途変更を行った場合の届出

取組事業者は、助成事業の対象となった物件が

事業終了後の翌年度から起算して少なくとも5年間、助成申請時の公共建築物等の用途を継続するもの。ただし、助成対象となる公共建築物等の範囲内での用途変更の場合又はやむを得ない事情により助成申請時の用途を継続できない場合は、この限りではありません。

上記枠内の要件を満たさなくなった場合は、速やかに届出書を全木連に提出し、その指示を受けなければならない

木材製品の利用促進に向けたPR

取組事業者は、助成事業の対象物件の竣工後、ホームページへの掲載その他の方法により、当該物件において木材製品を利用していることについてPRに努めるとともに、少なくとも5年間は、助成申請時の用途が変更されていないか確認するよう努める。